

令和2年1月31日

お客さま各位

大分みらい信用金庫

「暴力団排除条項」の一部改正に伴う各種預金規定等の改定について

当金庫は、平成19年6月19日に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成23年3月以降、順次、普通預金等の各種預金規定等を改定し「暴力団排除条項」を導入しています。

令和2年2月3日より各種預金規定に改正後の暴力団排除条項（反社会的勢力の属性要件の明確化と損害賠償規定の追加）を導入するため、預金規定の改定を行い反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行います。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定する規定

流動性預金規定集、総合口座取引規定、定期預金規定集、自動継続定期預金規定集、積立定期預金規定、定期積金規定、譲渡性預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、財産形成積立定期預金規定

※当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）は改定済み。

2. 改定日

令和2年2月3日（月）

3. 改定内容

【例：流動性預金規定集より抜粋】

8.（解約等）・・・（下線部分を追加・変更）
（3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 <u>なお、解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u>
① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過し

ない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- e. その他前各号に準ずる行為

4. お客さまへのお願い

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取組みを行ってまいりますので、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上